

公益通報を妨害する行為の禁止について

令和6年11月
消費者庁

1. はじめに

事業者が、誓約書や契約により、労働者が公益通報をしないことを約束させたり、公益通報をした場合には不利益な取扱いを行うことを示唆すること等、公益通報を妨害する行為については、裁判例で問題になることがあり、また、消費者庁の相談ダイヤルにも相談が寄せられている¹。

多くの諸外国において、法律上、このような通報を妨害する行為が禁止されている他、通報を妨害する合意等を無効とする規定があるが、日本の現行法にはそのような規定がない現状をふまえ、本検討会では次のような意見が出た。

＜公益通報の妨害禁止や違反時の罰則に関する主な意見＞

- ・ 国際的に要求される水準が高くなっていると承知している。日本が音頭をとってまとめた G20 ハイレベル原則等に記載があるのにそれらを措置しないのは、国際的な点からは相応の理由が必要。日本で明文規定がない例として、通報妨害契約の無効等がある。(山本座長)
- ・ 通報妨害を禁止する明文規定を設けるべき。(柿崎委員、片山委員、志水委員、山口委員)。
- ・ 通報妨害の禁止に違反した場合に罰則を設けるべき。(柿崎委員、片山委員、志水委員)
- ・ 通報妨害する合意等を無効とする規定を設けることには異存ない。他方、違反時の行政措置を設ける場合には、適正手続きの保障を徹底し、法執行の適正さと透明性を確保する必要がある。直罰規定を設ける場合、明確な構成要件を定義することが難しいと考えられるため、慎重な検討を求める(赤堀委員)。

¹ 公益通報の妨害が問題となった事例

事例1 介護施設に勤務する派遣労働者が、施設職員の入所者に対する虐待行為について外部通報したところ雇止めがされた事案において、裁判所は、派遣元企業の職員が通報者に対して「私いつも何かあったら報告してくださいって言ったじゃないですか。何で今回の件だけ報告なかったんですか。」と通報後に述べたことなどを考慮し、雇止めは通報行為を理由としてなされたものと認めた事例(東京地判令和4年6月22日労経速2504号3頁)。

事例2 (相談ダイヤルの相談事例) 事業者における違法行為を内部通報したところ、事業者から、「通報内容を第三者に漏らした場合は、懲戒処分とする」との書面が届いた。自分の署名が必要な様式であるが、どうしたら良いか。

事例3 (相談ダイヤルの相談事例) 会社のコンプライアンス部署に告発した。すると、会社側から秘密保持の誓約書を書けば調査依頼を受け付けると言われた。告発内容を会社側の受付者が守秘する事には納得が行くが、告発者に告発内容を他に相談してはいけないような守秘義務を課すのはおかしいのではないか。

2. 規定例と考え方

以下のような規定例が考えられる。

(通報妨害の禁止等)

第〇 第二条第一項各号に定める事業者は、当該各号に掲げる者に対して、正当な理由がなく、公益通報をしないことを要求し、若しくは約束させ、又は公益通報をした場合に不利益な取扱いをすることを告げることによって、公益通報を妨げてはならない。

2 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。

第1項の禁止規定では、法律行為及び事実行為の双方が禁止対象となる。

第2項において「前項の規定に違反してした行為」として無効になるのは、合意や誓約等の法律行為である。

「正当な理由」の例としては、事業者において、法令違反の事実の有無を調査中で、是正に向けて対応中である場合などが考えられる。

3. 罰則規定の是非

(1) 通報妨害の禁止及び無効を規定する意義

- 通報妨害については、禁止を規定するだけでなく、これに違反してした法律行為（合意や誓約等）を無効とすることを規定することにより、仮にそのような合意や誓約をしてしまった者も、安心して通報をすることができる点に意義がある。
- なお、現行法においては、「役務提供先から前二号に定める公益通報〔注：1号通報又は2号通報〕をしないことを正当な理由がなくて要求された場合」が3号通報の保護要件の一つになっている（法第3条第3号ニ）。

(2) 検討

- 通報妨害について、深刻な問題となった立法事実は特段見当たらない中で、罰則まで導入する必要性及び許容性はあるか。

(以 上)